



2022年6月28日

各 位

会社名 株式会社 銚子丸  
代表者名 代表取締役社長 石田 満  
(東証スタンダード・コード3075)  
問合せ先 取締役管理本部長 仁科善生  
電 話 043-350-1266

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年8月4日開催予定の第45回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年8月4日(予定)  
定款変更の効力発生日 2022年8月4日(予定)

以 上

現行定款	変更案
<p data-bbox="181 318 395 349"><u>第3章 株主総会</u></p> <p data-bbox="181 365 775 445"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="181 461 775 826"><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="469 891 576 922">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="181 1368 240 1400">附則</p> <p data-bbox="201 1415 671 1496"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> (条文省略)</p> <p data-bbox="469 1561 576 1592">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="801 318 1015 349"><u>第3章 株主総会</u></p> <p data-bbox="1086 365 1193 396">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="820 891 1042 922"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="807 938 1449 1066"><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="890 1081 1449 1305"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="801 1368 860 1400">附則</p> <p data-bbox="820 1415 1294 1496"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="820 1561 1382 1592"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="922 1608 1449 1832"><u>定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="871 1848 1449 2072"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>